

○宮古島市 6 次産業化・地産地消支援事業補助金交付要綱

令和 4 年 5 月 25 日

告示第 95 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市で生産される農水産物の付加価値向上や地産地消を推進するため、6 次産業化及び市内流通に取り組む者が、商品開発、規模拡大及び販売促進に必要な加工設備・機材等を導入する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、宮古島市補助金等交付規則（平成 17 年宮古島市規則第 48 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(令 5 告示 99・一部改正)

(補助対象者)

第 2 条 この要綱に定める補助対象者は、次の要件の全てに該当する個人、法人又は団体とする。

- (1) 本市で生産された農水産物を加工し、市内流通に取り組む者（新規参入者含む）
- (2) 交付申請書の提出日の属する年度内に加工設備・機材の整備が完了できる者
- (3) 本市で生産された農水産物の加工原料の確保の目途が得られる者
- (4) 個人にあっては、本市に住所を有し、現に居住し、法人又は団体にあっては、主たる事業所を置いている者
- (5) 本市の公的義務（市税等）の納付を果たしている者

(令 5 告示 99・一部改正)

(補助対象経費)

第 3 条 補助金交付の対象となる経費は、農水産物の加工に必要な設備・機材等の購入に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は他の団体から類似の補助金を受けた経費については、補助の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の50パーセント以内とし、200万円を上限とする。

(事業実施計画書の提出)

第5条 市長は、補助金の活用を希望する者を広く募集し、補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに宮古島市6次産業化・地産地消支援事業実施計画書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の内定)

第6条 市長は、前条の事業実施計画書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を内定し、宮古島市6次産業化・地産地消支援事業補助金交付内定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の内定を受けた者は、市長が指定する期日までに宮古島市6次産業化・地産地消支援事業補助金交付申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、宮古島市6次産業化・地産地消支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、必要に応じて宮古島市6次産業化・地産地消支援事業補助金交付決定通知書に条件を付することができる。

(事業内容の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、宮古島市6次産業化・地産地消支援事業計画変更等承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業完了報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、宮古島市6次産業化・地

産地消支援事業完了報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（完了検査及び補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の完了報告を受けたときは、速やかに補助事業完了検査を行い、事業の内容が適切であると認めるときは、補助金額の確定を行い、補助事業者に対し、宮古島市6次産業化・地産地消支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により、通知を行うものとする。

（請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、宮古島市6次産業化・地産地消支援事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、補助事業者から補助金請求書の提出があった場合は、速やかに補助金を支払うものとする。

（概算払の請求）

第13条 補助事業者は、規則第15条ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、宮古島市6次産業化・地産地消支援事業補助金概算払請求書（様式第9号）により、市長に請求するものとする。

（事業の報告）

第14条 補助対象者は、補助事業の実績について、補助事業を実施した初年度から3年間、宮古島市6次産業化・地産地消支援事業実績報告書（様式第10号）により、毎年度3月末日までに市長へ報告するものとする。

（財産処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により導入した加工設備・機材を事業の趣旨に反して、譲渡又は貸し付けてはならない。ただし、耐用年数が経過した物については、この限りでない。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、期限を定めて交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽り又はその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則（令和5年5月29日告示第99号）

この告示は、公布の日から施行する。

